

平成 21 年度 第 1 回 松阪市環境審議会 議事録

日 時 : 平成 21 年 11 月 13 日 (金) 10 時 00 分～11 時 30 分

場 所 : 松阪市役所第二分館 2 階教育委員会室

出席者 : 14 名

審議会委員 10 名

吉田弘一 (会長)、富田靖男 (副会長)、大橋純郎、門暉代司、
筒井弘佳、西川博明、牧戸継右、伊藤眞司、奥西猛、
前田多香子

事務局 4 名

橋本環境部長、三田環境課長、山口環境推進担当主幹兼係長、
環境推進係 (小山)

〈議 事〉

1. 吉田会長挨拶

2. 平成 20 年度松阪市環境基本計画重点事業の年度評価について

会長 : この年度評価について、何かご意見があればどうぞ。

委員 : P20 の木質バイオマス推進事業だが、採算性のチェックは毎年行っているのか？

事務局 : この事業は現在ウッドピアと辻製油にて稼動しており、補助金は施設設立後は出ないことになっている。

会長 : では、補助金は単年度であり、今後は事業者主体で運営していくということですね。

委員 : 補助事業は単年度であり、施設関係の増設は別として、事業を展開していくことに関しては毎年の補助金は出ない。

会長 : 辻製油の熱源は、これで 100%まかなっているのか？

委員 : 今後はわからないが、チップ化する未利用材を集めることが課題となってくる。今までは産業廃棄物である建築廃材をお金をいただいてチップ化しているが、未利用材は収入が得られず捨ててある物であるため、山から搬出するための経費が掛かる。この経費がこれからの課題となっている。

委員 : これは重点事業 3,4 と共に進めていく事業である。

委員 : この報告書は 20 年度の環境評価であるが、この中には予算の無い事業も含まれている。(市の予算がつかない事業の) 辻製油は松阪管内であるため環境評価対象だが、貢献度を考えれば(予算のある事業と) 同列に並べることはおかしい。この事業は、松阪市が予算をつぎ込んだ事業ではない。予算化されているものと、いないものを同列に扱うことに違和感を感じる。市の予算がつかないものは分けるべきではないか。

事務局 : このバイオマス事業は、ただ単にこの事業を行うということだけでなく、松阪市の森林再生、活性化、CO₂ 抑制、災害防止対策ということを総合的に踏まえて、未利用材を活用する事業である。以前、飯高でモデル森林をつくり、林道を付け間伐し、それをチップ化したものを熱供給する事業に、松阪市は補助金を出した。ここには単独事業として出ているが、全体をとらえて行っている総合事業であるということを理解していただきたい。

委員 : 道路には国道・県道・市道があり、各行政が担当の道路を整備していくことによって道路全体がよくなっていくという考えと同様、これは松阪市の行政の計画ではなく、松阪市としての計画であると捉えるべきである。

委員 : 辻製油はこの事業に県からの補助 4 億円に対し、自社が 6 億円を負担しており、行政との協働という意味で斬新的企業である。研究に関しては三重大と取り組んでいる。木質バイオマスは大きな枠組みの中の一つというが、どうも最終的に出来上がったものに松阪市がのっかったという感が拭えない。重点事業の中に松阪市の予算がついていないものはあるのか？

事務局 : 予算がなくても、重要な事業はある。

委員 : 松阪市がやったかやらないかではなく、松阪市として結果的にどうだったかということ挙げている。

委員 : 環境というものを捉えた場合、事業費がついたから費用対効果はどうだったのか、ということを検証する会ではない。

委員 : 環境を考えたとしても、松阪市としては費用対効果の記述は必要である。この報告書は誰に対してのものなのか？

委員 : 環境は費用対効果を求めるものではないと思うので、数値として結果を出すことは出来ない。

委員 : 結果としては、目標達成という言い方でいいと思う。

委員 : 「数値として明確にしろ」という言い方をされても、環境は数字では出せない。環境活動を進めていくことを評価するのであって、費用対効果をだすものではない。

委員 : 費用対効果は求めるべきである。P33 の事業は当初計画から大きく変更されている。この事業は市の財政力からみて必要ないと思う。市長は、国から補助金をもらっているので止められないと言っている。それは正しいとは思いますが、最初の計画が甘かったと思う。公園はたくさんあるのにまだ造ろうとしている。維持費がかかることを考えれば、これは必要ない事業である。

事務局 : 環境ということを頂点に考え抽出しているので、やすらぎある都市空間づくりは非常に重要であるため、この事業を挙げている。

委員 : やすらぎある都市空間づくりはわかるが、財源は限られているので、費用対効果を考えて事業を行わなければならない。既存の公園を整備して、必要があれば新たに公園を造成していけばいいのだが、松阪市の場合は逆である。新しい公園を造りたいから借金してでも行っている。だから借金が減らない。

会長 : 国が必要とする一人当たりの公園面積 20 m²に対し、松阪市は 7.5 m²と少ない。余力があれば公園は造成していくべきである。これは市民の健康促進のためであるので、費用対効果もさることながら、少しでも目標に近づくためにも、場所と予算があれば公園を増やすのは一般論だと思うが。

委員 : 松阪市に一般論は通用しない。借金が多すぎる。借金を返済してからでないと、新しい事業は展開できない。そういう経済的な観念が甘すぎる。

会長 : ただ公園だけを捉えて「足りない」ではなくて、市民にとっては必要なものである。環境審議会としては、高い目標を掲げていくべきだと思う。

委員 : 他の行政の年次報告書は予算を併記している。松阪市の環境分野に予算併記は必要ないのか？

事務局 : 松阪市の環境予算は、子どもたちが大きくなった時も今の環境が維持されているようにつけたものである。目に見えての費用対効果はでないが、将来的に松阪市の環境が維持、もしくは良くなれば、結果として予算が有効に使われたことに繋がる。

委員 : 結果に数値として表れないから予算併記しないのか？

事務局 : 予算は毎年計上している。

委員 : ここに併記しないのかと聞いている。他の行政の報告書には書いてある。

事務局 : この報告書は今年度が初めてであるため、皆さんから意見があれば改善していく。

委員 : 重点事業だけでも予算併記はすべきである。結果としては「目標達成」「目標未達成」という言い方しかできないので、やむをえないと思う。一度検討してほしい。

委員 : この報告書は、決算委員会用資料だと思う。本来の環境審議会は、このような結果論ではなく、来年度の重点事業や設定された目標を評価し、審議するのであって、これはあまり意味がない。各担当は環境計画に対し費用や目標数値を上げて、ここで諮っていただき、それに対して結果をだしていただくのが大事だと思う。もう少し前向きな審議をするべき。

委員 : 目標未達成が2つあるが、それに対し改善方法を言うべきではないか。

委員 : P15「松阪を美しくする運動推進事業補助金」は環境課の事業と重複するので、内容が似ているものはまとめるべきである。それによって補助金の縮小に繋がる。P24の市街地循環バスが目標未達成になっているが、行政が金を出すのだから、要望した人は利用してほしい。その辺の意識が低いと思う。

会長 : P15だが、どれとどれがだぶっているのか？

委員 : いきがい学習課の「松阪を美しくする運動推進事業補助金」と、資源循環推進課の「ごみ減量対策事業」の内容が似ているので、環境部でまとめるべき。

会長 : 一般市民向け活動と学校内での活動は違うのでは？学校は教育委員会が取り組むべきだと思う。

委員 : 「松阪を美しくする運動」は松阪公民館で実施している清掃活動であり、任意団体の愛宕川・神道川の清掃活動の一環事業のこと。

事務局 : 「松阪を美しくする運動推進事業補助金」は、愛宕川・神道川とその周辺の清掃を行っている任意団体への補助金であり、「ごみ減量対策事業」はごみを減量するための啓発事業で、市民アンケートやイベントの実施、啓発冊子の配布などである

ため、内容が異なる。

委員 : 環境課が学校に行って、子どもたちに指導すればいい。

委員 : この運動は松阪公民館に事務局があり、団体に対して補助金を出している。

委員 : 公民館ごとの地域ボランティア活動であり、補助金は清掃活動によって出たゴミの処理費用だと思う。

会長 : 活動団体も異なり、中身もだぶっていないので、このままでいいのでは？

委員 : 納得いかない。同じようなことをしているなら、補助金はいらぬ。少しでも事業を減らすべきである。

委員 : 全体の市の予算の中から環境に関するものを拾い出してきたのでこういう書き方になったのだとは思いますが、環境基本計画の実施計画としては「～補助金」という書き方はおかしい。だから、そういう誤解を招くのだと思う。

会長 : 事務局で調整するというところでどうか？

委員 : 調整をお願いしたが、してもらえなかった。これは重複している。

会長 : 二重に補助金が出ているわけではなく、事業そのものが重なっているわけではない。これは明確なのではないか。

委員 : では、市は「松阪を美しくする運動」に補助金を出していないのか？

委員 : そういうことではない。

会長 : 事業が重なっているわけではない、ということ。

委員 : 重要度の問題。地域住民の要望全てに（対応）できるわけではない。環境への必要性・重要性がないもの、重複しているものは削って、補助金を有効に使うべきだと思う。

会長 : 環境審議会は補助金とは関係ない。環境を良くするボランティアや団体が充実していくことが、環境審議会として大事だと思う。

委員 : 補助金をもらわずに、無償ボランティアとしてやればいい。

会長 : それは、ご自分で直接活動団体に申しあげればいいのでは？この会は、金とは関係ない環境問題について審議する会ある。

委員 : 金とは関係ないということが理解できない。環境であろうがなんであろうが、予算がなければ事業はできない。この予算は嘘なのか？金はかかっているのか？

会長 : 予算があるものと無いものがある。無償ボランティアにお願いするものは予算がかからないので、今後はそういう方向にすすめるべきだとは思いますが。

委員 : 清掃活動のボランティアが集めたゴミの処理費用は、市の方でやってもらいたい。そこをやってもらわないと、いくらボランティアでやっていっても限界がある。そのへんを市で援助してもらおうのも、補助金の一つである。そういったことには進んで援助してほしい。

会長 : 県もそういうことには金を使っている。その辺でご理解いただきたい。

委員 : 地球温暖化対策について、国の－25%の削減率に対し松阪市は－2%としているが、それはなぜか？

事務局 : これは京都議定書に基づいたもので、2012 年までは－6%を目標に取り組んできた。今後は、国にあわせて目標設定を変更するかどうか検討していく。

委員 : P37 の環境パートナーシップ会議だが、来年度は詳細な活動内容を目標に挙げていってほしい。

事務局 : 現在進行中の会議であるが、立場の異なる 3 者が共通の意識を持ち、協働で取り組んでいくことが難しい状況である。来年度は各部会別に進めてまとめていくなどして、いかに会議を上手く運んでいくか検討中である。

3. パートナーシップ会議等の経過報告

・事務局より報告

委員 : 環境パートナーシップ会議の設立目的、経緯について説明してほしい。また、レジ袋有料化未加入の事業者の扱いについて教えて欲しい。

事務局 : 松阪市環境基本計画 P88 に設立意義は載っている。行政の施策の一つであり、市民・市民団体・事業者・行政がそれぞれの立場から環境に取り組むということ。

その個々の取り組みを基本計画 P94 以降に、「環境にやさしい行動指針」として掲げ、より多くの人に知ってもらい一緒に取り組んでもらいたい、という考えから松阪市環境パートナーシップ会議を位置づけ、立ち上げた。レジ袋有料化未加入の事業者については、事業者の考えもあり、強制はできない。ただ、加入の勧誘はしていく。

事務局：先日オープンしたスーパーにも、加入の伺いは立てている。

委員：環境パートナーシップ会議は、注目すべき事業の一つである。立場の異なる方たちが協働で進めていくことは難しいと思うが、その核となる環境パートナーシップ会議の今後の進行・管理は環境課で行っていただくと共に、進捗状況の検証もこの会で行っていただきたい。

事務局：努力していく。

4. その他

会長：環境審議会について、何かご意見があればどうぞ。

委員：事務局も忙しいと思うが、進捗状況の途中チェックを考えると、環境審議会は年数回開いたほうが良いと思う。

委員：環境というと生活環境を主に見られがちだが、自然環境がベースになっていることを考えると、松阪市の基本となる環境データベースが必要である。基本計画の中には「データベースの作成を検討する」となっているが、是非とも進めて欲しい。三重県内で進んでいないのは松阪市くらいなので、検討ではなく作成していただきたい。これは費用対効果は望めないが、行うべき必要な事業であり、重点事業の中へ入れて欲しい。

委員：各地域でそれぞれがデータベースを作り把握して、それに基づいて開発等を検討していくべきである。

会長：松阪市の環境には特有のものがあるので、是非調査して残して欲しい。

委員：飯高まで含まれる松阪市には三重県の動植物が多く生息しているので、しっかりしたものを作って欲しい。

委員：政府は地方に金を出すようにしてほしい。

委員 : 国の補助でなく、地域でやるべきことである。

会長 : 市民、市長の心意気が大事である。

事務局 : 委員の方々のご意見をまとめて市長に報告するが、それは会長一任でよいか？

(全員了承)

会長 : では、よろしく申し上げます。今日はこのへんで終わります。